

## エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所について

### 【消防庁におけるエタノール含有ガソリンに関するこれまでの検討】

近年、温室効果ガス排出抑制の取組から、生物資源を使用するバイオ燃料について実用化が進められている。バイオ燃料の多くは、水溶性のバイオエタノールを用いており、ガソリン、軽油等の従来の非水溶性燃料と異なる性状を有することから、給油取扱所において、バイオ燃料を貯蔵し、又は取り扱う場合、次に掲げる事項について確認する必要がある。

1. バイオ燃料を貯蔵し、又は取り扱うことによる給油取扱所の設備等の部材（配管、タンク、ホース等）への影響（腐食等劣化）
2. バイオ燃料の火災に対する消火器又は固定消火設備の有効性
3. バイオ燃料が流出した場合の水溶性成分の施設外への流出

消防庁では、平成19年から平成21年にかけて、バイオ燃料であるE10ガソリン（バイオエタノールを10%含有するガソリン）等について、上記3事項に係る安全対策の検討を進めてきたところである。当該検討の結果、E10ガソリンを取り扱う給油取扱所について、次の対策が必要であることが明らかとなっている。

- (1) E10ガソリンと接する部分にゴム型の材料を用いた設備等は適切に日常点検を行うこと。

（対策が必要な理由）

バイオエタノールはゴム系の材料を腐食させる性質を有することから、E10を使用することによる設備の劣化の状況がガソリンよりも早く進行するため。

- (2) 泡消火器等については、アルコール火災を有効に消火できるものとする。

（対策が必要な理由）

バイオエタノールは水溶性を有することから、発泡した泡が水で壊れないアルコール火災用の泡消火器を用いる必要があるため。

### 【今後の対応】

現時点において、E10ガソリンは揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（経済産業省所管）に基づく揮発油規格に適合していないものであるが、現在経済産業省はE10ガソリンの揮発油規格について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところと承知している。

給油取扱所でE10ガソリンを取り扱う場合、現行の給油取扱所で講じられている安全対策に加え、上記(1)及び(2)に掲げる安全対策を講ずれば給油取扱所において防火上支障なく給油することが可能であることがわかっており、今後、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、E10ガソリンを自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において上記(1)及び(2)に掲げる対策を講ずることによりE10を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。